

件名	愛媛県後期高齢者医療審査会の医師等の報酬に関する条例
主管課	長寿介護課国民健康保険室
根拠法令等	健康保険法等の一部を改正する法律による老人保健法の一部改正(平成18年6月21日公布、平成20年4月1日施行)
<p>【制定の概要】</p> <p>後期高齢者医療審査会が診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対する報酬の額を定めるため制定</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第130条において準用する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第101条第2項の規定により、診断又は検案をした医師又は歯科医師に対し支給する報酬の額は、診断又は検案に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>後期高齢者医療審査会の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置 <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び後期高齢者医療広域連合の行った行政処分に対する不服申立ての審理・裁決を行う第三者機関として都道府県に設置(法律設置) 2 審理対象となる行政処分 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療給付に関する処分 ・被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分 ・保険料その他の徴収金に関する処分 など 3 組織 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者を代表する委員 3人 後期高齢者医療広域連合を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 委員は、非常勤 4 委員の任期 <ul style="list-style-type: none"> 3年(補欠の委員の任期は前任者の残任期間)、再任可能 5 会長 <ul style="list-style-type: none"> 公益を代表する委員のうちから委員が選挙 6 その他 <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第101条第2項 <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>都道府県は、高齢者医療確保法第130条において準用する前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基づく条例による実費弁償の例により、旅費、日当及び宿泊料を、<u>条例の定めるところにより、報酬を支給しなければならない。</u></u> 	